

一般財団法人東北電気保安協会における年次点検未実施について(報告徴収)

関東東北産業保安監督部東北支部(以下「当支部」という。)は、一般財団法人東北電気保安協会(以下「同協会」という。)に対し、同協会が自家用電気工作物の保安管理業務を受託する事業場の一部において、実際には年次点検を行わずに実施したとの虚偽報告を行うなど法令違反が疑われる行為があったことを新たに確認した旨の報告があったため、嚴重注意を行うとともに、電気事業法第106条第6項の規定に基づき報告を求めました。

1. 本事案の経緯

同協会から令和4年10月12日付けで、電気事業法施行規則第52条第2項の規定に基づき保安管理業務を受託している事業場の一部において、実際には年次点検を行わずに実施したとの虚偽報告を行うなど法令違反が疑われる行為があったことを新たに確認した旨の報告がありました。

同協会では、本年1月に判明した月次点検未実施の不正事案を受け、同様の事案が生じないように原因究明と再発防止策を策定し、協会内で報告する風土の醸成などの対策の実行に取り組んでいる中、本件を含め、法令違反が疑われる事案が複数明らかになりました。

このことは、電気保安の確保の観点から重大な問題であり、本日、同協会に対し、嚴重注意を行うとともに、電気事業法第106条第6項の規定に基づき、報告を求めました。

2. 報告徴収の内容

- ① 月次点検、年次点検及び竣工検査等、貴協会が実施する電気事業法に関する保安管理業務を総点検し、他に法令違反が疑われる行為が行われていないか、確認すること。
- ② 本事案が発生した原因を明らかにするとともに、事案が発覚した背景を確認すること。その際、本年1月に貴協会が設置した調査委員会の「調査報告書」に記載された再発防止策がどのように機能したか、あるいは対策に不十分な点があったかについて、確認すること。
- ③ ②を踏まえた、本事案に関する再発防止策を検討すること。

3. 今後の対応

当支部は、報告内容を確認するとともに、再発防止対策等が適切に履行されているかを確認、指導することとしています。

(本件に関する問合せ先)
関東東北産業保安監督部東北支部 電力安全課
課長：渡邊 担当：菊池、志田
電話：022-221-4952(直通)